

「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例(案)」への意見を募集します

所沢市議会では、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一般質問において市長等に質問を行っております。質問の方式は一問一答方式、初回一括方式、一括方式の3方式としておりますが、このたび一括方式を削除し、一問一答方式、初回一括方式の2方式とする条例改正を行うものです。

つきましては、「所沢市議会基本条例の一部を改正する条例(案)」を所沢市議会基本条例第10条の規定に基づき、市民の皆さんからの意見を募集します。

【意見の募集について】

1. 募集期間 令和6年12月25日(水)から

令和7年2月7日(金)午後5時15分まで

郵送の場合は、この期間の消印があれば有効です。

2. 応募方法 次の方法でお出してください。

直接持参 市役所低層棟3階 所沢市議会事務局 窓口まで

受付時間：市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

郵送 〒359-8501

所沢市並木1-1-1 所沢市議会事務局 宛

募集期間内の消印があれば有効です。

F A X 04 - 2998 - 9222

Eメール a9256@city.tokorozawa.lg.jp

電子申請 市ホームページより

内容は、所沢市議会ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/shigikai/>

【問合せ】

所沢市議会事務局 電話 04 - 2998 - 9256